

平成28年度

経営の基本方針

社会福祉法人平取福祉会

平成28年度事業計画

I 法人本部

1. 法人経営を取りまく現状

国会では、社会福祉法等の一部改正する法律案の中で、法人経営組織強化のため一部改正に向けて協議しておりますが、内容については、現行では、議決機関として評議員会で協議し、理事会で議決権があったものが、施行期日平成29年4月1日より理事会で協議し、評議員会で議決権を要することに法律改正に向けて審議中であります、今のところどのような内容になるか不透明であります。

近年の、社会福祉法人は、一定の規制の下で事業を実施することや、地域の福祉ニーズに対応することが求められており、規制改革会議においては、社会福祉法人の取り組みの実態に対し疑問も投げられている中、高齢者福祉のいずれにとっても厳しい環境はそのまま推移するものと思われますが利用者の高齢化、重度化は毎年進行している状況下にあり、職員のより質の良いサービスが求められるのみならず、個々のニーズの把握に努め、多岐にわたるサービスを提供しなければならないものと考えておりますことから、平取福祉会として、将来法人本部を設置し人事・経理管理を一本化に向け取り組んで行かなければならないものと考えているところであります

2. 法人経営の基本方針

- (1) 透明性が高く、社会的に信頼され、開かれた法人経営。
- (2) 個人の尊厳の保持に努め、自立した生活を地域社会で営むことができる支援
- (3) 自主的な経営基盤の確立と施設経営に努める。
- (4) 地域社会との連携を深め、地域福祉の推進に努める。
- (5) コンプライアンスの遵守に努める。

3. 重点課題

- (1) 日々改革が行われる昨今の福祉環境の現状に鑑み、情報の早期入手による情勢の把握が重要であり、各種研修会等への積極的な参加に努めてまいります。
- (2) 施設経営においては、高齢者・障害者間わず厳しさを増す福祉環境にあたることから、引き続き事務・事業の効率化に努めてまいります
- (3) 将来に亘って自立した法人の経営体制の確立に努めてまいります。

II すずらん及びせきえい並びにさるがわ

1. 施設経営を取りまく現状

すずらん・せきえい・さるがわの特性を生かし、それぞれが専門的な立場で地域の福祉ニーズに対し、地域社会の中で利用者が生活していくために必要なサービスを充分に受けることができるよう、関係機関との連携の中で問題を発見し、対応することの必要性を確認し、その能力を強化し利用者の支援サービスに努めてまいります。

障害者虐待防止法が、平成24年10月1日に施行され、3年半以上経過されていますが、最近では、近隣町で虐待が発生しております、「何人も障がい者に対し、虐待をしてはならない。」と規定がされております、虐待は、障がい者に対する尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待防止することが極めて重要であることから、施設職員の資質向上を図るために研修、研鑽に努めてまいります。

2. 経営の基本方針

- (1) 法人の経営方針を遵守し、公平・厳正な経営に努めます。
- (2) 明るい事業所づくりを目指し、利用者と職員の心のふれ合いを大切にし、職員相互の信頼関係を深めるよう努めます。
- (3) 常に地域の中にとけこみ、地域福祉の中心的役割を果たすよう努めます。
- (4) 利用者の人間性尊重の精神を基本理念とし、自活又は社会自立を目指した生活支援・作業支援の充実に努めます。
- (5) 就労継続支援における収益の増大を図るための知識・技術向上に努めます。
- (6) 職員の意識高揚を高めるため、法令遵守に向け取り組んでまいります。

3. 重点課題

- (1) 事業所毎の専門性を發揮し利用者のニーズに添ったサービスの提供に努めます。
- (2) 利用者個々の状態に対応できる支援メニューを導入し、支援区分を問わず全ての利用者に安全・安心と合わせてゆとりある生活の確保に努めます。
- (3) 利用者工賃の安定支給に資するため「山の駅ほろしり館」等、地域住民を対象とした一般販売の促進を図り、販売価格の安定に努めます。

III 平取かつら園及びデイサービスセンター

1. 施設経営を取りまく現状

平成27年度の介護保険制度・介護報酬の改正により、施設サービス、居宅サービス（デイサービス）において中重度者への対応を重視する方向が明確に示され、特別養護老人ホームでは、入所者の要件として原則要介護3以上となりました。介護報酬では、中重度者への対応として加算がつく改正でしたが、各種加算での引き上げがあっても基本報酬の引き下げの影響が大きく大変厳しいものとなっております。

平成28年度の施設経営として、厳しい状況が続いておりますが、平取町をはじめとする各関係機関と連携しながら、利用者の生きがいと喜びに繋がる質の高いサービスを心がけ地域住民に安心と信頼される高齢者の拠点となるよう取り組みます。

2. 施設経営の基本方針

- (1) 施設（通所）利用契約に基づき、利用者ニーズを的確に導き個々にあったサービスを提供できるように努めます。
- (2) 人間尊重を基本とし、利用者への尊敬の念と、その人がその人らしく生きることができるように、人格を尊重しその人の尊厳の保持に努めます。
- (3) 介護施設の経営を取りまく環境は極めて厳しい状況にありますので、経営体制の確立を図り職員一丸となり経営改善に努めます。
- (4) 職員一人ひとりがコンプライアンスの基本に則り、事業を実施するうえで関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには社会的ルールやモラルを遵守した施設経営に取り組みます。

3. 重点課題

- (1) 利用者本位による利用者の状態に応じた介護を行い、主体性を尊重しながら自立を促進し、生活の活性化を図れるようリハビリを含む介護サービスの向上に努めます。
町立病院を始め各病院と連携を密に図りながら、利用者の慢性疾患・認知症・褥瘡などのケアに積極的に努めます。
- (2) 経営安定のために、稼働率の向上、施設運営の合理化、業務の効率化、経費の節減等を目指し、今後とも施設運営改善委員会等を中心に協議し、更に努力してまいります。
- (3) 職員が時代の変革に対応出来る資質の向上を図るため、各種研修会への参加及び内部研修を充実し各職種の向上に努めます。

IV ケアハウス しづか

1. 施設経営を取りまく現状

開設より13年目を迎える今日、年々入居者も高齢化が進み、平均年齢も83歳に達しております。更には要介護認定者や見守りの必要な方が約半数を占める状況下の中で、当施設としても多様化するニーズを受け止め、入居者が住み慣れた地域で健康で安心した生活が送れるよう、入居者へのより一層の充実したサービス提供が求められているところであります。

2. 施設経営の基本方針

- (1) 入居者個々の生活ニーズや健康状態、心配事等の把握に努め、主体性を尊重しながら自立を促し、サービスの向上に努めます。
- (2) 「人間尊重の経営」の考え方を基本とし、入居者が生きがいをもって明るく楽しく安心した生活が送れるよう、職員の自己研鑽を促し、より質の高いサービス提供に努めます。
- (3) 施設職員として入居者及び地域住民、各関係機関等から信頼を得られるよう、基本となる法令遵守に努めます。

3. 重点課題

- (1) 施設経営の合理化、業務の効率化、経費の節約を目指し、今後とも改善委員会（職員会議）にて検討協議してまいります。
- (2) ケアハウスでの生活が健康で持続出来るよう、軽体操と転倒防止体操については日課に取り入れ、継続してまいります。
- (3) 施設入居者の高齢化に伴い、要介護認定者が半数を占める状況から、デイサービスや訪問介護サービス等の利用が受けられるよう、居宅介護支援事業所等と連携を密にし、サービスの向上に努めます。

V なないろ

1. 事業所経営を取りまく現状

平取町より委託を受け、基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援及び障害支援区分認定調査を行っていますが、4月から生活困窮者自立相談支援の開始も予定しています。

実施内容としては、すずらん・さるがわ等の利用者や養護学校卒業予定者の計画書作成が主な取り組みで、各市町村及び関係障害福祉サービス事業所と連絡を取りながら進めています。

生活困窮者自立相談支援に関しては、当事業所としては初めての取り組みのため、実際に行っている事業所からの助言や情報交換を行いながら進めて行きます。

2. 事業所経営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した生活または社会生活を営むことができるよう配慮いたします。
- (2) 利用者等の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な障害福祉サービス等が、それぞれの事業所から効率的に提供されるよう配慮いたします。
- (3) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることの無いよう、公正中立に行うよう配慮いたします。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。

3. 重点課題

- (1) 相談支援事業所が関わる中で、関係事業所間の連携に対する意識が薄く、一部の機関のみで将来的方向性等を決め、関係者全体に伝わらず、振り回される事業所が出てきましたこともありました。少しでも連携する意識、手順や流れの理解をしてもらえるように努めます。
- (2) また、地域と相談支援との関わりを知ってもらい、障害者及びその家族を取り巻く環境との連携をも持てるよう努めます。